

# 中国における特許・実用新案に係るリスクについて

三井物産戦略研究所  
知財戦略室  
山内 明

中国といえば、いまだにさまざまな模倣品被害が後を絶たず、「模倣品王国」のイメージが強いが、一方で、このようなイメージや、「外国企業は被害者」という固定観念が災いとなり、中国企業が着々と進める知財武装への備えを怠った結果、中国に乗り込んだ外国企業が加害者として提訴され、敗訴して多額の損害賠償を負う事態が発生している。

中国の特許・実用新案制度は1985年の施行以来、WTO加盟や北京オリンピック開催等の節目節目で、国際社会と協調しながら発展を図るための法的インフラの一つとして改正・整備されてきた。制度が一步一步世界標準に近づき、模倣品被害等を食い止める環境整備にも資する一方で、中国特有の、それを取り巻く環境や政策が生み出しているリスクと対応策を整理、紹介する。

## 実用新案の脅威

2006年、中国の低圧電気製品のトップメーカーであった正泰集団は、電源遮断用ブレーカーに関する同集団の実用新案権を侵害するとして、仏大手電機メーカーのシュナイダー社を相手取り、浙江省温州市の裁判所に損害賠償請求訴訟を起こした。2007年の一審判決で示された損害賠償額は約50億円、2009年にシュナイダー社が最終的に支払った和解金額は約23億円で、実用新案1件の額としてはいずれも世界最高と言われている。この事件は、中国に既に進出している、あるいはこれから進出しようという外国企業に、中国における実用新案の脅威を知らしめ、その理解を深め対応策を講じる必要性を強く印象付けるものとなった。

そもそも中国の実用新案制度は、保護対象を「小発明」（簡単な発明）とするという法趣旨、出願・権利化の簡単さや維持費用の安さ、形式審査に基づく権利化までのおよその所要期間（約半年）、権利存続期間（10年）は日本などと共通するものの、他国に比して、進歩性基準が低いため無効にするのが困難、同一発明案件を同日付で同一出願人が特許と実用新案の両方に出願でき、特許と同等に権利行使ができる、などの特徴がある。特に、侵害訴訟を提起された場合、元々簡単なアイデアに近い小発明を権利化したものであるがゆえに、同一の小発明が公知であったことを立証できない限り、無効にできない可能性が高い。

従って、外国企業がまず取るべき対策としては、中国の特許・実用新案を漏れなく適切に調査することである。まずは、自社の商品・サービスに係る技術を正確に把握し、膨大な件数の特許・実用新案から自社ビジネスに影響し得るものを適切に抽出すること。脅威となる特許・実用新案が確認された場合には、権利譲渡やライセンス供与を受けたり、権利の無効性を争ったり、設計変更等によって権利範囲外に逃れるといった対策を講じる必要がある。

ところが、そもそも実用新案に対する注意が薄い外国企業には、「こんなものが権利化されているはずはない」との先入観があり、調査すら行わない企業も多い。さらに、いざ調査に踏み切ったとしても、伸び続ける実用新案の膨大な件数は、作業を複雑かつ膨大なものとし、今後も大きな障害となり続けるであろう。中国の特許・実用新案の合計出願件数は、2008年に世界第1位に躍り出ているが、実用新案が特許を件数および伸び率の両方で上回っている点が他国に類を見ない。また、過去の制度改正によって訴訟制度を漸次整備してきたため、権利活用手段としての侵害訴訟も盛んであり、2005年に訴訟件数で米国を追い抜いて以来、世界第1位の座に居続けている（図表1、2参照。なお、米国には実用新案制度はない）。加えて、ハイテク企業認定制度（特許や実用新案を保有する中国籍企業に対し、企業所得税25%を15%に減額する税法上の優遇策）等もあることから、中国籍の企業や個人による出願件数は今後さらに伸び続ける可能性がある。中国では、例えば上述のシュナイダー事件のように、中国市場向けに若干改良した程度の技術であっても、実用新案の保護対象である小発明として、他社に先取りされて権利が生じる場合が多くある。また、中国側の要請に応じて商品仕様の変更やプラント等の設計変更を行う場合には、変更部分においても権利侵害リスクが生じる場合がある。そのため、改良技術の導入や仕様・設計変更を行う場合には、相応のコストを要する作業になるとしても、慎重かつ丁寧に調査、対応していく必要がある。

## 技術輸出入管理条例と特許保証

中国には、特許・実用新案の関連法として、2002年1月に施行された技術輸出入管理条例がある。この条

図表1. 中国、米国および日本における特許等に関する出願件数推移

| 国  | 出願対象    | 2008年         | 2009年         | 2010年         |
|----|---------|---------------|---------------|---------------|
| 中国 | 特許      | 289,838件（第3位） | 314,573件（第3位） | 391,177件（第2位） |
|    | 他国籍出願比率 | 32.9%         | 27.2%         | 25.1%         |
|    | 実用新案    | 225,586件      | 310,771件      | 409,836件      |
|    | 他国籍出願比率 | 0.7%          | 0.6%          | 0.6%          |
| 米国 | 特許      | 456,321件（第1位） | 456,106件（第1位） | 490,226件（第1位） |
| 日本 | 特許      | 391,002件（第2位） | 348,596件（第2位） | 344,598件（第3位） |
|    | 実用新案    | 9,452件        | 9,507件        | 8,679件        |

注：（ ）は世界の特許出願件数における順位 出所：各国特許庁の統計データに基づき三井物産戦略研究所作成

図表2. 中国および米国における特許等(実用新案および意匠含む)に関する権利侵害訴訟の件数推移

| 国  | 2004年  | 2005年  | 2006年  | 2007年  | 2008年  | 2009年  | 2010年  |
|----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 中国 | 2,549件 | 2,947件 | 3,196件 | 4,041件 | 4,074件 | 4,422件 | 5,785件 |
| 米国 | 3,075件 | 2,720件 | 2,830件 | 2,896件 | 2,909件 | 2,744件 | 2,853件 |

出所：各国裁判所の統計データ等に基づき三井物産戦略研究所作成

例は、中国への技術移転に関わるリスクの代表例ともいえるものであり、提供技術自体が有効に実現できることを求める「有効性保証義務」と、技術導入した事業が他者権利侵害に該当する場合に技術提供者に賠償責任を求める「特許保証義務」とが盛り込まれている。より顕在化し難いリスクをはらむ後者については、以下の通り規定されている。

「導入側が、譲渡または許可された技術を使用して製品を生産または販売することにより第三者から権利侵害で訴えられた場合、提供側が応訴の責任を負わなければならない。第三者から訴えられて権利侵害が成立した場合、導入側の経済的損失は提供側が賠償する責任を負う。技術輸入契約で権利を与えられた者が、権利を与えた者が提供する技術を契約の取り決めに従って使用し、他人の合法的権益を侵害した場合、権利を与えた者が責任を負う。」

日欧米では、技術導入契約の内容如何によって免れ得る責任が、中国ではこのように、関連条例により無条件に問われる恐れがある。従って、中国企業に対して技術供与等を行う場合には、特に契約面で、自社が負う特許保証の範囲や条件を明確にすること、加えて、技術輸出入管理条例等を順守しつつ、契約相手に相当の注意義務や協力義務を負わせる等の特段の定めを設け、一方的に不利益を被ることを避けるような工夫も必要であろう。

これに関連する事件としては、2001年に起きた富士化水事件が挙げられる。同事件は、福建省漳州後石発電所の曝気法海水排煙脱硫方法および曝気装置に関する武漢晶源の特許権を侵害するとして提訴された富士化水が権利無効等を主張して争ったものである。留意すべきは、福建省漳州後石発電所のオペレーターで富士化水に仕様変更を依頼した現地パートナーである華陽電業も共同で提訴されて敗訴したにもかかわらず、

上述した技術輸出入管理条例に則した特許保証契約の存在により、華陽電業の賠償が富士化水に訴求され、富士化水が実質的に全額（約7億円）を賠償しなければならない可能性が残されたという事実である。

また、この事件は元々、原料であるマグネシウム鉱石の効率的消費を図るべく華陽電業が武漢晶源にコンサルティングを依頼し、その結果行った仕様変更が武漢晶源の権利を侵害したもので、上述の特許・実用新案調査の重要性を示すものともいえよう。

## 新たな知財戦略構築へ

中国は、2008年に「国家知識産権戦略綱要」を施行し、知的財産をめぐるインフラの国際標準化を進める一方、特許・実用新案の出願奨励、支援制度の拡充を図り、まさに技術は「外国からの導入」から「自主的な創造」へと舵を切りつつある。そうしたなか、特許・実用新案をめぐる、外国企業を相手取った権利侵害訴訟、賠償事件の増加、多様化は、中国企業を相手にすることの難しさをあらためて浮き彫りにするものといえよう。

既に述べてきたリスク以外にも、例えば、地方都市や工業都市では、訴訟におけるホームタウンেশションの傾向が強いなど、外国企業に不利な運用もいまだ存在する。多分にリスク顕在後の火消しの対応にはなるが、仮にそれらの都市で提訴された場合には、北京や上海等の中心都市への移送を求めるなどの訴訟戦略も重要であろう。さらに今後は、特に注意すべき実用新案に対しては、簡単な技術改善や発明だとして自国では出願しなくとも、中国では実用新案として出願する、特許と実用新案の同時出願を仕掛けていくなど、中国の今ある制度を逆に取り込んで、先取りしてうまく活用していくような戦略も必要になっていくであろう。